

## 平成 31 年度 「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」に関わる「共同利用型」の個人による研究 研究報告書

令和 2 年 5 月 12 日現在

研究課題名	刑法第 116 条の改正と女性のための国家行動戦略 2017－2022 年の策定をめぐる考察	
申請者	氏名	所属機関・職
	白村 直也	岐阜大学・特任准教授

## 研究成果の概要

筆者は今年度までに複数回に亘って共同利用研究員としての業務に従事させて頂いているが、再度 2020 年 2 月 20 日から 22 日（3 日間）、3 月 26 日から 28 日（3 日間）まで北海道大学に滞在する機会を頂いた。3 月滞在の当初の予定は 3 月 26 日から 29 日（4 日間）であったが、コロナウィルスの影響で図書館を含む諸施設が閉館となったため、帰る日を 1 日早めた。

2017 年の刑法第 116 条の改正（通称「平手打ち法」）をめぐることは、刑罰を軽減することにより家庭での女性に対する暴力に拍車がかかることが懸念され、「性」をめぐるロシアの世論を激しく刺激した。本研究が注目する「女性のための国家行動戦略 2017－2022 年」はこうした社会的な背景の中で策定されたものだ。本研究は「性」をめぐる議論をにらみつつ、ロシアがこの「戦略」をもって、どのように女性に向き合おうとしているのかを検討するものであった。

本研究は北海道大学滞在中、次の 3 点に取り組んだ。(1)現地の新聞紙面からこの刑法改正をめぐる言説を丹念に洗い出す：紙面での扱いや記事数、またどのように報道されているかの分析を行う。(2)国家統計局をはじめとする公的機関が公表する統計の分析：この改正前後の家庭での暴力事件発生・認知件数の推移を把握する。(3)その他関連資料の収集である。

現時点では持ち帰った資料すべてに目を通してはいるわけではないので、これから時間をかけて丹念に読み込んでいきたい。また、刑法の改正に賛成・反対する社会団体の活動を、すでに研究交流のある団体を通じて探ることも今後積極的に進めていきたい。

今回の滞在においては、センター職員の皆様に非常にお世話になった。センターが所蔵する豊富な資料を自由に閲覧することができたのは非常に有り難いことであった。このような機会を与えてくださった皆様には心からお礼申し上げたい。

主な発表論文等（雑誌論文、学会発表、図書 等）※謝辞の有無について明記願います。

- （発表予定）2020 年度第 21 回人間福祉学会等にて発表予定。
- （執筆予定）白村直也「ロシア」『世界の社会福祉年鑑 2020 年』所収、2020 年、旬報社。

当該研究活動を基に応募中の研究プロジェクト（科研費等）

※枠を調整することは構いませんが、ページは追加しないでください。